

報告第 30 号

地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の  
報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 25 年 12 月 25 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 処分事項

## 損害賠償額の決定及び和解

専決年月日	損害賠償の額	損害賠償の相手方	事件の概要	和解事項
平成 25 年 12 月 6 日	137,550 円	■■■■■	平成 25 年 10 月 8 日午後 1 時 15 分頃、羽曳野市軽里 3 丁目 3 番 24 号地先市道郡戸古市線において、右折待ちの車両の後ろで停車していた循環バスが、同車両が右折したため直進した際、右側から右折しようとしてきた相手方車両が循環バスの右側面に衝突し、双方の車両が損傷したものの。	(1) 本市は、相手方に対し左記事故に関する一切の損害賠償金として左記金額を払う。 (2) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。